第六回 住宅対策審議会 資料4 令和5年7月26日

マンション管理計画認定制度について

建設部住宅課

マンションの管理の適正化の推進

マンションの管理の適正化の推進に関する法律改正



地方公共団体によるマンション 管理適正化の推進

【法第3条の2】

マンション管理適正化推進計画 + 市区等独自の適正化管理指針



【法第5条の2】

助言・指導・勧告



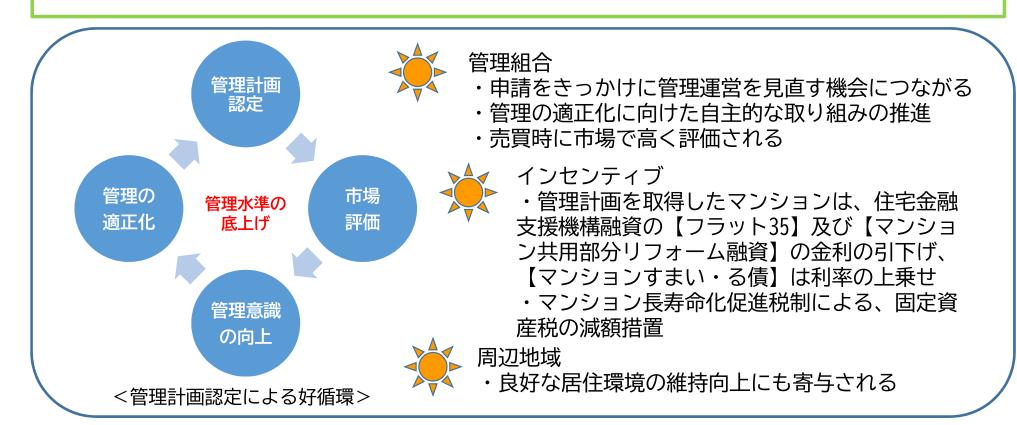
【法第5条の4】

管理計画認定制度



マンション管理計画認定制度

マンションの管理組合が作成した管理計画を長野市に申請し、一定の基準を満たしていれば認定を受けられる制度



管理計画の認定基準について

(1)管理組合の運営

- ①管理者等が定められていること
- ②監事が選任されていること
- ③集会が年1回以上開催されていること

(2)管理規約

- ①管理規約が作成されていること
- ②マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち 入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- ③マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること

(3)管理組合の経理

- ①管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること
- ②修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと
- ③直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること

管理計画の認定基準について

(4)長期修繕計画の作成及び見直し等

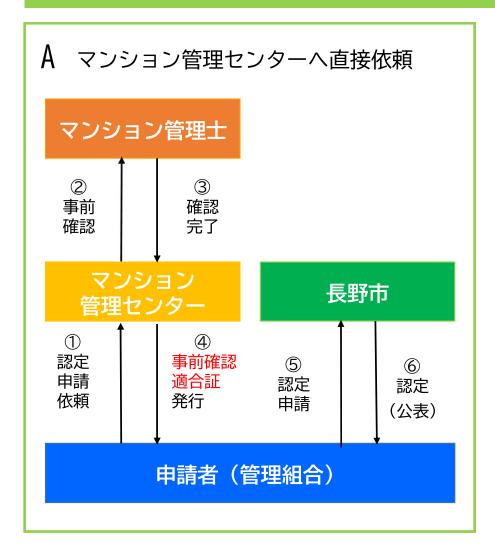
- ①長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき 算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること
- ②長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること
- ③長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事
- が2回以上含まれるように設定されていること
- ④長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の 徴収を予定していないこと※
- ⑤長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額 から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でな いこと
- ⑥長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入 金の残高のない長期修繕計画となっていること

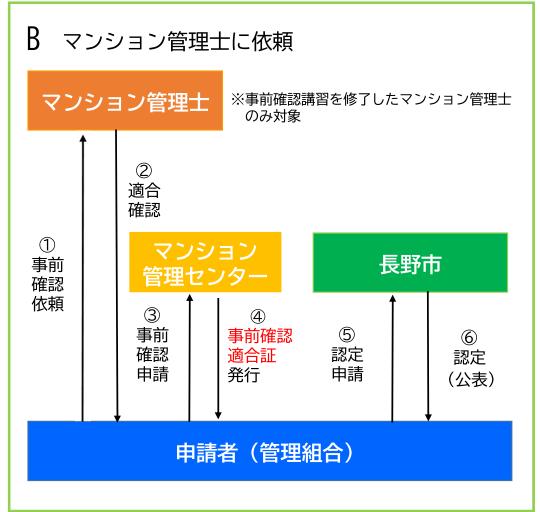


(5) その他

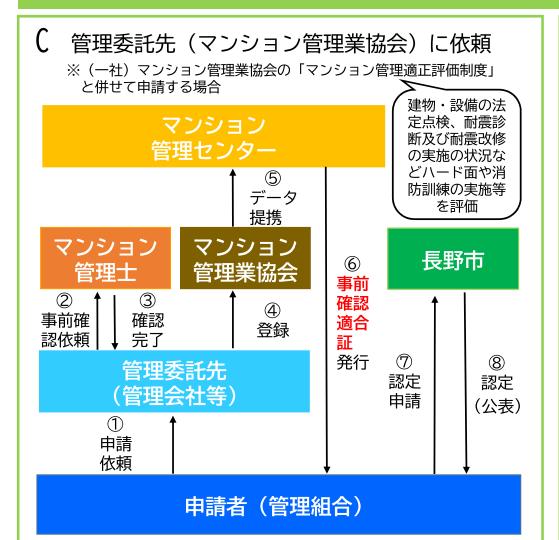
- ①管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応 を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っている こと
- ②市区等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること

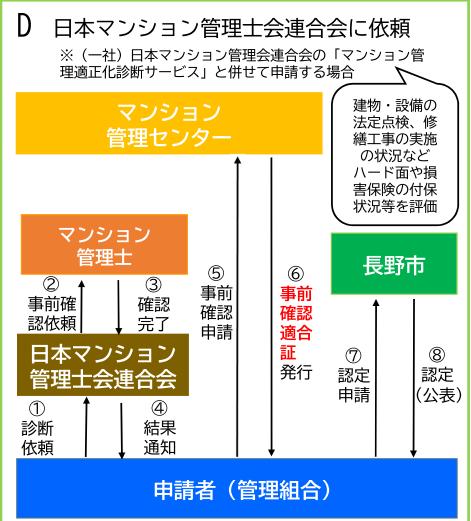
管理計画認定制度の申請手続きについて





管理計画認定制度の申請手続きについて





予備認定制度について(新築分譲マンション)

マンション 管理センター

① ② 予備認定 適合証 依頼 第行 (公表)

マンション購入者

③ 適合 通知 交付

申請者 事業施工者(分譲事業者) 管理会社 (予定を含む)

センターの予備認定通知書の発行を受けた分譲事業者等は、当該マンションの分譲時に購入者が利用する「フラット35」(住宅金融支援機構が民間金融機関と共同で提供する長期固定金利の住宅ローン)の金利優遇措置を受けられます。

予備認定の認定基準

管理規約 (原始規約)

- ①管理規約が作成されていること
- ②マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること
- ③マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付(又は電磁的方法による提供)について定められていること

管理組合の経理

①管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること ②修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと

長期修繕計画(案)の作成

- ①長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成されていること
- ②長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること
- ③長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと
- ④長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと
- ⑤長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること